

静岡県里親連合会賛助会規約

(趣 旨)

第1条 静岡県里親連合会会則（以下会則という。）第4条の規程により、この規約を定める。

(目 的)

第2条 里親制度に理解をもち、この制度の趣旨に賛同するものを賛助会員（以下会員という。）とし、会員の納入する会費を基本財産として積立て、これを、児童の入進学、就職時などに助成し、恵まれない児童の福祉向上を図るとともに、静岡県里親連合会（以下連合会という。）の運営に資するものとする。

(名 称)

第3条 この会は、静岡県里親連合会賛助会と称する。

(事務局)

第4条 この会の事務局を連合会事務局内におく。

(会 員)

第5条 会員となることに賛同する者は、別紙（1）の申込書により必要事項を記入のうえ、地区里親会事務局（児童相談所内）若しくは連合会事務局に申し込むものとする。

2. 地区里親会は、申込書を受領したときは、これを連合会事務局に送付するものとする。

3. 連合会は、別紙（2）の様式による会員台帳を備えなければならない。

(会 費)

第6条 会員となったものは、毎年7月末までに会費を納入するものとする。ただし、昭和60年度については9月末日までとする。

2. 会費の納入先は連合会とし、納入の方法は、静岡銀行（本店営業部 普通預金 0473284 静岡県里親連合会）より払い込むものとする。

3. 会費は1口千円とし、口数は限定しない。

4. 会費の納入領収は郵便局が発行する受領証とする。

(会費納入簿)

第7条 連合会は、別紙（4）の様式による会費納入簿を備え、会費の納入のあった都度記入しなければならない。

(資産管理の方法等)

第8条 この会の資産の管理は、連合会会則第21条、第22条及び第23条を準用する。

附 則

1. この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

2. この規約は、平成3年4月1日から施行する。

3. この規約は、平成22年9月15日から施行する。

4. この規約は、平成30年5月26日から施行する。

5. この規約は、令和5年4月1日から施行する。

